

# 第3次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

札幌市



2020



## はじめに

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めるとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援が必要です。

そのため、平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、市民の皆様や警察などの関係機関とともに安全に安心して暮らせるまちを実現するための取組を進めてまいりました。

その結果、平成22年（2010年）以降、刑法犯認知件数は減少を続けており、平成30年（2018年）には、平成以降の最大件数である平成13年（2001年）から約7割減少しました。これは、市民の皆様と計画に基づき進めてきた取組による一定の成果であると考えられます。

一方で、犯罪情勢や市民意識、社会情勢などから確認された現状における課題等も存在しており、今後、こうした課題の解決に向けた取組を進める必要があります。中でも、犯罪被害者等支援については、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出す必要があると考えております。

札幌市では、これらの課題を踏まえ、この度「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆様をはじめ、市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケートにご協力いただきました皆様、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年（2020年）5月



札幌市長 秋元克広

## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪	1
3 基本的な考え方	2
(1) 安全で安心なまちづくり	2
(2) 犯罪被害者等支援	3
4 計画期間	4
5 計画の位置づけ	4
6 第3次計画とSDGsとの関係性	5
Column① 再犯防止の取組	6
第2章 現状とこれまでの振り返り	7
1 第2次計画の取組概要	7
2 札幌市の犯罪情勢	9
(1) 刑法犯認知件数	9
(2) 包括罪種別認知件数	10
(3) 子どもの犯罪被害状況	11
ア 子どもの刑法犯認知件数	11
イ 子どもに係る事案発生件数	11
(4) 女性の犯罪被害状況	12
(5) 高齢者の犯罪被害状況	12
(6) 特殊詐欺被害状況	13
3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果	14
(1) 市民アンケート調査結果	14
ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか	14
イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合	14
ウ 市民が被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪	15
エ 市民が犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所	16
オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況	17
カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量	17
キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか	18
ク 地域防犯活動に参加している市民の割合	18
ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件	19
コ 札幌市に期待する施策	20

サ	防犯カメラの必要性	20
Column②	防犯カメラとプライバシー	21
(2)	地域防犯活動団体のアンケート調査結果	22
ア	活動開始時期	22
イ	活動人数	22
ウ	参加者の世代	23
エ	活動の内容	23
オ	地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと	24
カ	活動を効果的に継続するための参加者数	25
4	社会情勢	26
(1)	子どもの防犯対策の強化	26
(2)	特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進	27
(3)	犯罪被害者等支援施策の充実	28
(4)	外国人旅行者の増加	28
5	現状の評価と今後の方向性	29
	新型コロナウイルスの感染防止を踏まえた施策の推進について	30
(1)	基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に 対する関心を高める）	31
(2)	基本方針2（みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う まちをつくる）	32
(3)	基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を 高める）	34
Column③	子どもを見守る環境	35
第3章	計画の構成	37
1	計画体系	37
(1)	基本目標	38
(2)	基本方針	38
ア	安全で安心なまちづくり（基本方針1から3）	38
イ	犯罪被害者等への支援（基本方針4の新設）	40
(3)	基本施策	40
ア	安全・安心条例に規定される市の施策	40
イ	子ども、女性、高齢者の安全確保	41
ウ	その他	41
(4)	重点テーマ	42

2	基本施策ごとの主な取組	44
(1)	基本方針1 (自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める)	44
ア	基本施策1 (個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供)	44
イ	基本施策2 (子どもに関する防犯力の向上)	45
ウ	基本施策3 (女性の防犯力向上)	46
エ	基本施策4 (高齢者等の防犯力向上)	47
(2)	基本方針2 (みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる)	48
ア	基本施策1 (地域における防犯活動の促進)	48
イ	基本施策2 (協働による連携体制の充実)	49
ウ	基本施策3 (地域と一体となった子どもの見守り)	50
エ	基本施策4 (女性の犯罪被害防止の取組の推進)	51
オ	基本施策5 (高齢者等が安心して暮らせる取組の推進)	51
(3)	基本方針3 (犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める)	52
ア	基本施策1 (市民自らが行う環境整備の促進)	52
イ	基本施策2 (犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等)	52
ウ	基本施策3 (子ども等の安全に配慮した環境整備)	53
エ	基本施策4 (歓楽街等を対象とした環境改善)	54
オ	基本施策5 (暴力団等の排除)	54
(4)	基本方針4 (犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する)	55
ア	基本施策1 (犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発)	55
イ	基本施策2 (総合的対応窓口における対応)	55
ウ	基本施策3 (犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減)	55
エ	基本施策4 (犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援)	55
Column④	犯罪被害に遭うということ	56
第4章	計画の推進	57
1	計画の進捗管理	57
(1)	成果指標	57
(2)	重点取組・達成目標	58
(3)	検証・評価等	58

2 推進体制	59
参考資料	60
Ⅰ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿	
Ⅱ 第3次計画の策定経過	
Ⅲ 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方	
Ⅳ 政令指定都市における刑法犯認知件数等	
Ⅴ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	
Ⅵ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例	
Ⅶ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例	